

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

- 岡山県地域未来基金条例
- 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

地方創生推進室
人事課

- 岡山県税条例の一部を改正する条例

税務課

- 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

〃

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

指導監査課

- 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例

〃

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例

〃

- 公布した条例の解説

【解説】

総務学事課

目次

担当課（室）

岡山県地域未来基金条例をここに公布する。

令和八年七月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第七十号

岡山県地域未来基金条例

(設置及び目的)

第一条 産業クラスターの形成及び拡大、地場産業の付加価値向上及び販路開拓の支援等を行うことにより、地域の発展を図るため、岡山県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならぬ。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第七十一号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第一号中「七百十円」を「九百五十円」に改め、同項第二号中「千八十円」を「千四百四十円」に改め、同項第四号中「七百十円」を「九百五十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の岡山県職員特殊勤務手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の岡山県職員特殊勤務手当支給条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

~~~~~

岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第七十二号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第二項中「第一号、第四号及び第五号」を「法第三十七条の二第二項の規定による指定（以下この項において「指定」という。）の対象となる期間として省令で定める期間（第二号イ及び第五号において「指定対象期間」という。）を通じて第一号、第二号、第五号及び第六号」に、「。以下この項」を「。第三号及び第四号」に改め、「」に適合する」の下に「と認められる」を加え、同項第五号中「ことが」を「事実が」に改め、「ないこと」の下に「（これらの事実により既に指定の取消しを受けた場合を除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「法第三十七条の二第二項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年」を「指定対象期間の初日前四年」に改め、「同項の規定による」を削り、「前三号」を「前各号」に、「適合していたこと」を「適合していなかった事実がないこと（当該事実により既に法第三十七条の二第五項の規定による指定の取消し（次号において「指定の取消し」という。）を受けた場合を除く。）」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる基準その他都道府県等による第一号寄附金の使途に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

イ 都道府県等が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額（口において「寄附金活用可能額」という。）が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。

ロ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。

第三十三条の二第三項中「(当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千円)とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第三十四条の六第一項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、法第四十五条の三の三第二項各号に掲げる事項を記載した申告書を、法第三百七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二 法の施行地において公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第二十九条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)の法第四十五条の三の二第一項第二号に規定する自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をいう。次号において同じ。)(退職手当等(第三十八条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。)を有する者

三 法の施行地において公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第二十九条第一項第一号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令で定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。)を有する者

第三十四条の六第二項中「第三百七条の三の三第二項」を「第三百七条の三の三第三項」に改める。

第六十六条第一項中「住宅」の下に「法第七十三条の十四第一項に規定する特定区域内住宅を除

くものとし、」を加える。

附則第六条の三第一項中「令和二十年度」を「令和二十五年」に、「令和七年」を「令和十二年」に改め、同項第一号中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項」を「第十八項」に改め、「（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）」を削り、同条第三項中「同条第十六項」を「同条第十二項」に改める。

附則第六条の三の二第一項の表第一項第一号の項中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで若しくは第四十一条の二」を「第十八項まで若しくは第四十一条の二」に改める。

附則第六条の四中「、附則第十一条の四第一項」を「、附則第十一条の三の二第一項、附則第十一条の四第一項」に改め、「（当該金額が当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第六条の四第五号中「又は」を「、附則第十一条の三の二第一項又は」に改める。

附則第六条の五中「令和二十年度」を「令和三十年度」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての第三十三条の二第一項及び第三項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第三十三条の二第三項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・七七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・六七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・五五」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・八五」とする。

附則第九条中「令和二十年度」を「令和三十年度」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同条第二項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・九五分の五・〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・九分の十・一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・八分の二十・二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・七七分の二十三・二三」と、「五十七分の三十三」



とあるのは「五十六・六七分の三十三・三三」とする。

附則第十条の二第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第十一条の二の二第二項及び附則第十一条の二の三第二項中「附則第十一条の二の七」を「附則第十一条の二の七の二」に改める。

附則第十一条の二の七第一項中「同条第五項第一号に規定する」及び「（以下この条において「非課税口座」という。）を削り、同条を附則第十一条の二の七の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第十一条の二の七の三 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四第八項の規定の適用があつたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第四十二条の十四に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十九条第一項第七号、第四十二条の十七及び第四十二条の十八の規定の適用については、同号中「法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等（以下この号、第四十二条の十七及び第四十二条の十八において「特定株式等譲渡対価等」という。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この号及び第四十二条の十七において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止（第四十二条の十七及び第四十二条の十八において「非課税口座の廃止」という。）の日」と、第四十二条の十七中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に對して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されて

いる租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等」と、第四十二条の十八中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「非課税口座の廃止の際」と、「年の翌年の一月十日（令で定める場合にあつては、令で定める日）」とあるのは「月の翌月十日」とする。附則第十一条の二の六の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第十一条の二の七 租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この項、次条及び附則第十一条の二の七の三第一項において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項及び附則第十一条の二の七の三第一項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第三十七条の十四第四項第一号に規定する基準年（附則第十一条の二の七の三第一項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び附則第十一条の二の七の三第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第九条の八第一項第三号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第九条の八第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十九条第一項第六号及び第四十二条の十二の規定の適用については、第二十九条第一項第六号及び第四十二条の十二中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

附則第十一条の三の次に次の二条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第十一条の三の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三十条及び第三十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第一号の規定により読み替えて適用される第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十一条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則

第十一条の三の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

二 第三十三条から第三十三条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項及び附則第六条の四第一項の規定の適用については、第三十三条、第三十三条の二第一項前段、第三十三条の三及び第三十三条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の三の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十三条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の三の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、第三十三条の二第一項後段及び同条第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の三の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項及び附則第六条の三の二第一項の規定による県民税の所得割の額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の三の二第一項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の三の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除)

第十一条の三の三 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(法附則第三十五条の三の七第四項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第一項後段の規定にかかわらず、令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。



附則第十四条の七中「の用」を「(その事業区域の全部又は一部が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にあるものにあつては、令で定める要件を満たすものに限る。)の用」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条の二第二項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和八年十月一日

二 附則第六条の五、第九条及び第十条の二の改正規定並びに附則第八項の規定 令和十年一月一日

三 第六十六条第一項の改正規定及び附則第十項の規定 令和十一年四月一日

四 附則第十四条の七の改正規定及び附則第十一項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号。次号において「改正法」という。） 附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日

五 附則第六条の四第一項の改正規定（「附則第十一条の四第一項」を「附則第十一条の三の二第一項、附則第十一条の四第一項」に改める部分及び同項第五号に係る部分に限る。）及び附則第十一条の三の次に二条を加える改正規定並びに附則第七項及び第九項の規定 改正法附則第一条第十七号に掲げる規定の施行の日

（個人の県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）第三十三条の二第二項に規定する指定対象期間（次項において「指定対象期間」という。）の初日が次の表の上欄に掲げる期間に属する場合における同条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「百分の六十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|                                                     |          |
|-----------------------------------------------------|----------|
| 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日（次項において「一号施行日」という。）から令和九年九月三十日まで | 百分の五十二・五 |
| 令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで                               | 百分の五十五   |
| 令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで                              | 百分の五十七・五 |

3 指定対象期間の初日が一号施行日から令和十一年九月三十日までの期間に属する場合における新条例第三十三条の二第二項の規定の適用については、同項第五号中「指定対象期間の初日前四年以内」とあるのは、「令和七年十月一日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。

4 新条例第三十三条の二第三項及び附則第六条の四第一項の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 新条例第三十四条の六第一項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に

規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第三十四条の六第一項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の岡山県税条例（以下「旧条例」という。）第三十四条の六第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

6 新条例附則第六条の三第一項から第三項までの規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含む、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

7 附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の岡山県税条例附則第六条の四第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第九項において「五号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、五号施行日の属する年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

8 新条例附則第十条の二第四項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第一項の土地等の譲渡について適用する。

9 新条例附則第十一条の三の二及び第十一条の三の三の規定は、五号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

10 新条例第六十六条第一項の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取

得税については、なお従前の例による。

- 11 新条例附則第十四条の七の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

~~~~~

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第七十三号

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（平成二十七年岡山県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「特別償却設備に」を「特別償却設備（同法第五条第四項第五号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。次項において同じ。）」に改める。

第三条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第四条第一項中「限る」を「限り、かつ、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第三号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（申請書の提出期限の特例）

2 新条例第二条の規定の適用を受けようとする者（令和八年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「遡及適用期間」という。）に同条第一項に規定する整備計画（以下「整備計画」という。）の認定を受けた者に限る。）で、遡及適用期間に新条例第一条に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについては、その者の新条例第二条第三項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

3 新条例第三条の規定の適用を受けようとする者（遡及適用期間に整備計画の認定を受けた者に限る。）で、遡及適用期間に特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得したものについては、その者の同条第二項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第七十四号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成十八年岡山県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第四条に次の一項を加える。

6 第一項、第二項及び第四項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、一人に限り、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下この項、附則第七項及び附則第八項において「特定理学療法士等」という。)をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第九条に次の一項を加える。

14 認定こども園の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項の児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項の犯罪事実確認をいう。)その他必要な措置を講じなければならない。

附則第三項中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。

附則第七項の表附則第三項の項の前に次のように加える。

第四条第六項	第四条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
--------	-----------------------------------	----------

附則に次の一項を加える。

8 第四条第六項及び附則第六項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同条第六項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和六年岡山県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に、「規定」を「規定（満三歳以上満四歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第三条第一項の規定（満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第三条第一項の規定（満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第九条に一項を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）における一学級の子どもの数については、第一条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第三条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第七十五号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十二条の三 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項の児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項の犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第四十二条第一項中「を除く」を「及び第三項を除く」に改める。

第四十六条に次の一項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第六十七条第十五項の心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下この項及び附則第七条において「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第三条から第五条までの規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第三条中「この項」を「この条及び附則第七条」に、「限って」を「限り」に改め、同条ただし書中「保育士」の下に「（第四十六条第三項、次条又は附則第五条の規定により保育士とみなされる者及び第四十六条第三項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第六条中「前三条」を「第四十六条第三項又は前三条」に改め、「保育士の数（」を削り、「も

のをいう。」を「保育士の数」に改める。

附則第十四条を附則第十五条とし、附則第八条から第十三条までを一条ずつ繰り下げ、附則第七条の前の見出しを削り、同条を附則第八条とし、同条の前の見出しとして「(経過措置)」を付し、附則第六条の次に次の一条を加える。

第七条 第四十六条第三項及び附則第三条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士(第四十六条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例(令和六年岡山県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前の見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に、「規定」を「規定(満三歳以上満四歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第四十六条第二項の規定(満四歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、改正前の第四十六条第二項の規定(満四歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第十二条の二の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第七十六号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十六年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第三条の三 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項の児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項の犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第四条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第五条第一項中「又は」を「、主務保育教諭又は」に改め、同条第三項の表備考一中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、同表備考に次のように加える。

五 備考一に定める者については、一人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下この項、附則第十三項及び附則第十四項において「特定理学療法士等」という。）をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、備考一に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第五条第五項第二号中「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を加える。

第十七条第一項の表第五条第一項の項及び同条第二項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

附則第九項中「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を加える。

附則第十三項中「附則第九項」を「第五条第三項の表備考五及び附則第九項」に、「第五条第三項の表備考一」を「同表備考一」に改め、「者を」及び「当該」の下に「特定理学療法士等、」を加え、「同項」を「第五条第三項」に改める。

附則に次の一項を加える。

14 第五条第三項の表備考五及び附則第十一項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考一に定める者（同表備考五ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例（令和六年岡山県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に、「規定」を「規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第五条第三項の規定（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第五条第三項の規定（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第三条の二の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、第一条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第四条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

◎ 岡山県地域未来基金条例について

産業クラスターの形成及び拡大、地場産業の付加価値向上及び販路開拓の支援等を行うことにより、地域の発展を図るため、岡山県地域未来基金を設置したものである。

◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

国家公務員の特殊勤務手当の改正に鑑み、災害応急作業等従事職員が行う被災施設等における巡回監視の作業等に係る特殊勤務手当の支給額を改めたものである。

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正に伴い、寄附金税額控除について特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、事業税の課税免除等の対象となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を延長する等所要の改正を行ったものである。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、認定こども園の職員の配置の基準を改める等所要の改正を行ったものである。

◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の児童対象性暴力等の防止の基準を定める等所要の改正を行ったものである。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園の児童対象性暴力等の防止の基準を定める等所要の改正を行ったものである。